

6月定例会では「コロナ禍の教育行政」について質問

市からの回答要旨

- GIGAスクール構想**(義務教育を受ける児童生徒のために、一人1台の学習者用端末と高速ネットワーク環境などを整備する計画)の推進に積極的かつスピード感をもって取り組む。
- 子どもたちの心のケア**は、児童生徒の願いや思いを把握しながら、きめ細かに見守っていききたい。
- 教員のメンタルケア**は、スクールカウンセラーが週に1回程度来校できるようにし、いつでも悩み事などを相談できる体制をとっている。
- 休校によって不足した指導時数**は、夏休みを当初計画より13日程度短縮する他、学校行事の年間計画や各教科の年間指導計画の見直しを行い、全ての学年が年度内に予定されている内容が履修できるようにした。
- 増やした登校日の給食**については、当初の年間計画になかった登校日にも、給食を提供する対応をする。



「新型コロナ感染症対策」に関する要望書を市長へ

公明党松本市議会議員団として、臥雲市長に新型コロナウイルス感染症対策・22項目を要望



発行責任者: 勝野智行

住所: 〒390-0851 松本市島内898-59
 電話・FAX : 0263-48-3886
 E-mail : myhgp206@ybb.ne.jp
 Twitter : @katsunotomoyuki

公式ホームページ



LINE



インスタグラム



新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援制度

松本市議会議員

ともゆき

ニュース

かつの智行

NEWS

2020 Ⅲ VOL.16

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援制度<個人向け> (7月6日現在)

費目	制度名	項目	概要	問い合わせ先
生活費	特別定額給付金	給付	新型コロナウイルスで影響を受けている全ての → 一律1人10万円を給付	松本市特別定額給付金コールセンター 0263-31-3111
	ひとり親世帯臨時特別給付金	給付	児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の → 1世帯5万円(第2子以降は+3万円)さらに収入減の場合は+5万円	「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター 0120-400-903
	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	給付	新型コロナウイルスで休業中の賃金が支給されなかった中小企業で働く従業員 → 月額最大33万円	準備中 (ハローワーク松本 0263-27-0111)
	緊急小口資金	貸付	主に休業などで緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合 → 上限:一世帯10万円以内・個人事業主等特に必要な場合20万円以内	松本市社会福祉協議会 0263-25-7311
	総合支援資金	貸付	主に失業などで生活の維持が難しくなった場合 → 2人以上世帯は月20万円以内、単身は15万円以内(原則3か月)	
住居費	住居確保給付金	給付	休業等に伴う収入の減少により家賃の支払いに困り住居を失ったまたは失うおそれがある方 → 家賃相当額支給 上限:単身世帯35,000円/2人世帯42,000円 3人~5人世帯46,000円/6人世帯49,000円 7人以上世帯55,000円 支給期間:原則3か月(最長9か月まで延長可能) ※収入・資産要件有り	まいさぼ松本 0263-34-3041
	住宅ローン	猶予	住宅ローンが支払えない → 今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能	各金融機関
光熱水費等	水道料金 下水道使用料	猶予	水道料金や下水道使用料が支払えない → 支払期限を1~4か月延長	水道料金センター 上下水道局 0263-48-6810
	電気・ガス・電話代	猶予	電気・ガス・電話代などが支払えない → 支払期限を1~4か月延長	各事業者

その他、松本市では新型コロナウイルス感染症に関する総合相談窓口を開設しています。

新型コロナウイルス感染症総合相談窓口コールセンター 0263-34-3283

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援制度＜事業者向け＞（7月6日現在）

費目	制度名	項目	説明	問い合わせ先
新	(市)松本市新型コロナウイルス対策特別給付金	給付	持続化給付金の給付要件を満たす事業者に給付する 松本市独自の制度 個人事業主：市内に賃貸事業所有 20万円、なければ10万円 宿泊事業者：客室定員×1万円（上限：300万円）	松本市事業者向け給付金相談センター 0263-31-3567
	(国)持続化給付金	給付	自粛などで業績が悪化(売上半減)した場合 → 給付上限：中小200万円・個人事業100万円 ※2020年1～3月新規創業者も対象に PC等の取り扱いに不慣れな事業者を対象とした申請サポート会場(要事前予約)の申し込みは 商工会館6階(0570-077-866)、 勤労者福祉センター(0263-31-3567)へ※勤福は個人事業者のみ	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 松本市事業者向け給付金相談センター 0263-31-3567
新	(国)家賃支援給付金	給付	事業に使用する土地・建物の賃料を支払い、一定の売り上げ減少要件を満たす事業者 → 中小企業・団体等法人：最大600万円 ・ 個人事業主：最大300万円	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930
新	(県)新型コロナウイルス危機突破支援金	給付	健康・理美容サービス業等の小規模事業者が対象 業種別ガイドラインに基づく感染防止の取組への支援 → 1事業所につき10万円(1回限り)	長野県松本地域振興局 商工観光課 0263-40-1932
経営支援	(県・市)持続化補助金(通常型)	給付	小規模事業者が対象 経営計画に基づいて実施する、販路開拓等のための取組みへの支援 → 補助率 国：2/3(上限50万円)、市：残り自己負担の1/2(上限12.5万円)	松本商工会議所 0263-32-5350
	(国・県・市)持続化補助金	給付	小規模事業者が対象 サプライチェーンの構築、非対面ビジネスモデルの構築等に補助 → 補助率 国：2/3(上限100万円)、県：7/30(上限35万円)市：残り自己負担の1/2(上限7.5万円) プラス定額上限50万円(ナイトクラブ等は最大200万円)	長野県産業労働部 営業局 026-235-7248
拡充	飲食・サービス業新型コロナウイルス対策応援事業	給付	テイクアウトや宅配等グループで事業の多角化に取り組み →設備導入や販路開拓への助成。上限：300万円、アドバイザーチームによる相談支援	長野県産業労働部 営業局 026-235-7248
	飲食・宿泊業クラウドファンディング活用応援事業費	給付	資金繰り支援のためクラウドファンディングを活用する → 事態収束後に利用できる食事券等を販売する仕組みの構築を支援するため、クラウドファンディング手数料等を助成	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424
	IT導入補助金「特別枠(C類型)」	給付	中小企業のテレワーク対応等のIT化を支援 →ソフトウェア費、導入関連費、ハードウェアレンタル費を助成 上限：450万円 補助率2/3	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424

その他、(県)経営健全化支援資金・(県)中小企業融資制度資金・(市)新型コロナウイルス対策特別資金として、貸付制度があります。各金融機関にお問い合わせ下さい。

その他、税金や上下水道料金などの支払猶予制度もありますので、各機関の窓口にご相談を。

費目	制度名	項目	説明	問い合わせ先	
経営支援	(国)経営継続補助金	給付	農業を営む個人または法人(常時使用する従業員数が20人以下)に1と2合わせて上限150万円 1 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組→補助率3/4、上限100万円 2 1と併せて行う、事業継続に関する感染拡大防止の取組→上限50万円 ※申請期間：7月29日まで	J A 組合員農業者：各 J A 非組合員農業者：農業経営相談所サテライト窓口 0263-40-1916	
			従業員に休んでもらう場合 →休業手当、賃金等の一部を助成(助成率は要件により異なります) 緊急対応期間(R2.4.1～9.30):従業員1人 1日 15,000円(上限)×休業日数 上記期間以外:従業員1人 1日8,330円(上限)×休業日数 ※申請手続きでお困りの事業主の方などを対象に、社会保険労務士が相談・アドバイスをを行います。 (要予約) ご予約お問い合わせは、松本市労政課(0263-35-6286)又は、中信労政事務所(0263-40-1936)までお電話ください。	ハローワーク松本 0263-27-0111 社会保険労務士による申請無料相談(予約制)	
雇用支援	拡充	給付	雇用調整助成金(コロナ特例)		
			小学校休業等対応助成金	従業員に子どもがいて休んでもらう場合 → 小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合、1日あたり15,000円(上限)の賃金相当額を助成	相談コールセンター 0120-60-3999
			小学校休業等対応支援金	個人事業主・フリーランスで子どもがいる場合 →小学校等休校で休業したフリーランスに1日あたり7,500円(定額)を助成	
			働き方改革推進支援助成金「テレワークコース」	テレワークを導入する → 中小企業事業主が、テレワークを新規で導入する費用の1/2を助成(上限：100万円)	テレワーク相談センター 0120-91-6479
			働き方改革推進支援助成金「職場意識改善特例コース」	特別休暇の規定を整備する → 中小企業事業主が、新型コロナ対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する費用の3/4を助成(上限：50万円)	長野労働局 雇用環境・均等室 026-223-0560
融資		貸付	無利子・無担保融資	前年比5%以上の売上減少 → 据え置き最大5年(個人事業主は影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応)	日本政策金融公庫 松本支店 0263-33-7070、33-0300
			セーフティーネット保証4号、5号、	信用保証付き融資を限度額まで利用中の方に、 → 与信枠を大幅拡充し、保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)	松本市商工課または金融機関 0263-34-3110
			マル経融資	前年比5%以上売上げ減少で、融資限度額 →別枠1,000万円 当初3年間金利を0.9%引き下げ	松本商工会議所 0263-32-5350